



西毛広域幹線道路を活かした

活力ある魅力的な沿道のまちづくり

実現に向けた取組

1. 活力ある地域づくりのための
土地活用

2. 世界遺産(富岡製糸場)と県都を結ぶ
景観形成

3. 広域幹線道路の
走行快適性と安全確保

どんな取り組みが必要なんだろう？

いっしょに考えてみましょう！



取組 1. 活力ある地域づくりのための土地活用

もしこのまま何もしないと・・・

土地利用上の課題が発生します

- ・人口減少・高齢化が地域コミュニティの衰退に繋がり、市街地の空き家・空き店舗が増加するおそれ
- ・住宅や工場などが混在し、居住環境が悪化するおそれ
- ・インフラ整備費用が多くなるおそれ
- ・建物のバラ建ちやミニ開発が進み、産業拠点とするためのまとまった土地の確保が困難になるおそれ



バラ建ちしている住宅の様子

主な取組

まちなぎわい

まちなかでは空き家や空き店舗を活用する仕組みをつくり、個性的な商店を誘導します



商店街にある店舗では、店先に人がたまる空間づくりなどによってまちなかのにぎわいを創出します



まちなまとまり

住宅や店舗等は、市街地や既存の住宅団地、集落に隣接する地域で、開発を促進します



住宅地には良好な環境を保てるような建物を集めます(危険性のある工場を規制するなど)



まとまった用地を確保することで産業団地として活用が期待できる区域を生み出し、産業振興を図ります



山間部や農地が集まっている地域では、自然環境保全や農業振興、営農環境維持を図ります



取組による効果

土地活用が進むと

- ◎まちなまとまりが維持・形成され、人口減少が進行する局面においても地域の活力が維持できます
- ◎市民参加により、住宅や工場などの混在によるトラブルを防ぐための対策を考えることにより、暮らしやすい地域づくりにつながります
- ◎インフラ整備の費用を抑え、効率的なまちづくりが実現します
- ◎産業集積が進みます



取組 2. 世界遺産(富岡製糸場)と県都を結ぶ景観形成

もしこのまま何もしないと・・・

景観が悪化します

- ・無秩序に屋外広告物が乱立することで、道路からの眺望景観(農村景観など)が阻害されるおそれ



出典：(実線)道路景観を阻害する屋外広告物等の除去・改善と地域の景観づくりに関する事例集

主な取組

目的を達成するため、屋外広告物条例を所管する県又は各市が、それぞれの地域特性に応じて必要な取り組みを定めます。

景観誘導地域(県条例)の事例

西毛広域幹線道路の県条例の適用地域(安中市)については、本線から両側おおむね100mまたは300m(区域による)の範囲において景観誘導地域を指定し、屋外広告物に一定の設置基準を設けることで良好な景観形成を図ります。まずは、令和3年3月に開通が予定されている安中工区を先行して、令和3年4月に指定します。



取組による効果

景観形成が実現すると

- ◎経済活動を妨げない範囲で良好な景観保全を行うことにより、観光資源など地域全体の魅力が向上し、地域の活性化が図られます



出典：屋外広告物ガイドライン(群馬県)高さや間隔を揃え景観と調和を図るイメージ

取組 3. 広域幹線道路の走行快適性と安全確保

もしこのまま何もしないと・・・

走行快適性が確保できなくなります

- ・沿道に店舗が乱立すると出入り口が増えて、出入り車両の増加により、接触事故の増加や交通渋滞の発生のおそれ



出典：道路交通アセスメント検討会資料(国土交通省)

主な取組

安全な走行環境の確保

右折進入等による渋滞や交通事故を防止するため、交差道路以外からの直接乗入れをなるべく減らします。また、交差点の数も少なくします。



周辺の交通安全

西毛広域幹線道路に隣接する学校周辺等や通学路のある地域ではゾーン30などを活用し、地域内を通過する自動車のスピードを抑制して歩行者の安全を確保します



出典：ゾーン30の概要(警察庁)

取組による効果

走行快適性が確保されると

- ◎交通事故、交通渋滞が減少します
- ◎県内外へのアクセス性の向上により、企業の進出意欲が高まります
- ◎渋滞を避けて、抜け道利用として周辺の生活道路や通学路へ流入する交通量が減り、安全が確保されます

◎土地利用や景観形成の具体的な取組は、市民のみなさまのご意見をいただきながら進めます

土地利用と景観形成の方針



土地利用の方針 (非線引き区域: 市街化区域と市街化調整区域の別を定めていない区域)

- : まちのにぎわいを保つため、商業・業務等の都市機能と居住機能を整える区域
- : 公共施設や大規模住宅団地を核に、主に住宅・店舗等を誘導する区域
- : 集落の活力を維持するため、住環境の利便性と快適性を増進する区域
- : 自然環境保全や農業振興を図る区域

土地利用の方針 (線引き区域: 市街化区域と市街化調整区域の別を定めている区域)

- : 市街化区域 (すでに市街地になっている場所や計画的に市街地にしていく区域)
- : 市街化調整区域 (道路や緑地の整備などの一定条件のもと土地利用を検討する区域)

景観形成 ※屋外広告物条例を所管する県又は沿道の各市が地域景観の特性に応じ、必要な取り組みを定めます。

- (A) : まちづくりと調和した景観
 - (B) : 沿線の集落や田園の風景と山並みなどの遠景が調和した景観
 - (C) : 山間部や丘陵部の自然と調和した景観
-
- (A) : まちづくりと調和した景観
又は
 - (B) : 沿線の集落や田園の風景と山並みなどの遠景が調和した景観

◎土地利用や景観形成の具体的な取組は、市民のみなさまのご意見をいただきながら進めます